

北海道選挙管理委員会告示第32号

平成31年3月28日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成31年3月29日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	91,045
3分の1の数	669,028

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	68,098	根室市	7,436
札幌市北区	80,434	千歳市	26,892
札幌市東区	74,286	滝川市	11,680
札幌市白石区	61,246	登別市	13,950
札幌市厚別区	36,835	恵庭市	19,524
札幌市豊平区	64,098	伊達市	9,871
札幌市清田区	31,853	北広島市	16,617
札幌市南区	39,855	北斗市	13,000
札幌市西区	61,471	空知地域	44,414
札幌市手稲区	40,096	石狩地域	22,049
函館市	75,382	後志地域	25,904
小樽市	34,377	胆振地域	15,483
旭川市	96,901	日高地域	18,962
室蘭市	24,516	渡島地域	25,982
釧路市	49,024	檜山地域	10,635
帯広市	47,445	上川地域	37,168
北見市	33,819	留萌地域	13,337
岩見沢市	23,702	宗谷地域	8,402
網走市	10,168	オホーツク東地域	17,209
苫小牧市	48,284	オホーツク西地域	19,469
稚内市	9,759	十勝地域	48,723
美唄市	6,442	釧路地域	17,250
江別市	33,985	根室地域	13,500
名寄市	7,888		

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,627
	3分の1の数	127,115
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	11,003
	3分の1の数	158,352
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	11,003
	3分の1の数	158,355
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,840
	3分の1の数	80,664